

0 2 . 2 1

特許法第11条の代理権の不消滅に
関する規定の解釈及び取扱い

委任による代理人の代理権は、本人の死亡、合併、法定代理人の死亡、法定代理人の代理権の変更若しくは消滅又は本人である受託者の信託の任務終了によっては終了しない。したがって、当該代理権が消滅するためには、相続人、合併後の法人、新たな法定代理人（親権を有する後見人を含む。以下同じ。）又は委託者若しくは新たな受託者（以下「相続人等」という。）からの代理人の解任若しくは変更又は代理権の変更若しくは消滅の届出が必要である。

（説明）

[特許法第11条](#)^{*1}の趣旨は、委任による代理人の代理権は、実体上消滅しているにもかかわらず、対特許庁及び特許手続に関しての第三者との関係ではいわゆる手続の安定の見地から当然には消滅しないものとするものである。

委任による代理は、代理人の専門的知識及び人的信頼の上に成立したものであるから、当該代理権の範囲で特許手続を遂行させても特に相続人等の利益を損なうこととはならない。このことは本人等が死亡し、法定代理人の代理権が消滅しても訴訟手続が中断しないという[民訴法第58条第1項](#)の趣旨と同様である。

したがって、その後相続人等から出願人名義変更届、新たな委任による代理人選任届又は法定代理人に係る代理人変更届が提出されたとしても、代理権消滅又は代理人変更届等の提出がない限り、当該委任による代理人の代理権は消滅しないと解すべきである。

（改訂平成23・11）

*1 [特11条](#)：[実2条の5第2項](#)、[意68条2項](#)、[商77条2項](#)において準用